

## 第75回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年8月24日(木) 午後1時25分から午後2時55分

開催場所 姫路市役所 10階 第3会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席	○	
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席	○	
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田麿仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地等の権利移動にかかる買受適格証明について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 畑地転換届について
- 議案第7号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について

(令和5年8月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第75回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、吉田委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を後藤委員と大西委員にお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

説明の前に、お伝えします。

それでは説明を始めます。  
非農地確認申請は、願ひ出に応じて現況が農地でないことを確認するもので、

要件としましては、「農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内農地でないこと」、「非農地化してから20年以上経過していること」、「農地への復旧が困難であると認められること」でございます。

この度は、非農地確認の申請が3件提出されております。

まず、1番です。

夢前町野畑の畑3筆 [REDACTED] につきまして、「平成10年以前より、住宅敷地の一部及び牛舎として利用している」との申請です。

2番です。

安富町植木野の田、畑2筆 [REDACTED] につきまして、「平成3年以前より、雑木林となっている」との申請です。

3番です。

別所町別所の畑 [REDACTED] につきまして、「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P2～P4）を説明する。

農地法第3条により、耕作目的で農地を売買や贈与、又は貸し借りをする場合には、農業委員会の許可を受けることが必要です。

許可できない場合としましては、「権利取得後に耕作すべきすべての農地を効率的に耕作すると認められない場合」（無断転用地等はないか）、「権利取得後に必要な農作業に常時従事すると認められない場合」（耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しているか、通作距離は問題ないか）、「周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」（水利調整に協力するか、地域と特殊な農業をするのか）、となっております。なお、耕作面積については、下限面積として、家島町及び市街化区域では10アール、調整区域及び都市計画区域外では30アール以上が必要との定めがありましたが、これは今年の4月に廃止されており、現在は少ない面積でも取得可能となっております。

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。この度は、21件の申請が提出されております。お配りしております「参考資料（3条）」も併せてご覧ください。

2番から6番、10番、12番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、1番が一般法人となっております外は、

いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用等確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から9番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。

1番です。

網干区津市場の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] から、解除条件付きの貸借で「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。この案件につきましては、借人の [ ] は一般法人ですが、①農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事すること、以上の要件を満たすことから、一般法人として農地を貸し借りできるものとして申請されたものです。作付作物は、ハウス栽培で「トマト」を作付するものとなっております、申請地の水田から畑地への畑地転換届も同時に提出されています。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「耕作実績が確認できるため、新規農家の事情聴取は必要なし」との意見となっております。

2番3番です。

北条永良町の [ ] が、兼田の田、畑4筆及び的形町的形の畑 [ ] につきまして、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「果樹」となっております。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

4番5番です。

広畑区蒲田の [ ] が、広畑区蒲田の田2筆 [ ] につきまして、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「季節野菜」となっております。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「耕作実績が確認できるため、新規農家の事情聴取は必要なし」との意見となっております。

6番です。

青山の田 [ ] につきまして、青山の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。

なおこの案件、北西部地区農政協議会では「耕作実績が確認できるため、新規農家の事情聴取は必要なし」との意見となっております。

7番です。

林田町上伊勢の田 [ ] につきまして、林田町上伊勢の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。

なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

8番です。

林田町下構の田 [ ] につきまして、白鳥台の [ ] が、 [ ] から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「イチゴ」となっております。

なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

9番です。

香寺町田野の田 [ ] につきまして、香寺町香呂の [ ] が、 [ ]

から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

10番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

10番です。

広畑区西蒲田の田、畑2筆からにつきまして、広畑区西蒲田のから「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「根菜、葉物野菜」となっております。

11番です。

北平野四丁目の畑につきまして、北平野のから「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「バナナ、いちじく」となっております。

12番です。

広畑区蒲田の田2筆からにつきまして、広畑区蒲田のから「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

13番です。

林田町林谷の田からにつきまして、林田町林谷のから「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

14番です。

安富町植木野の畑からにつきまして、安富町植木野のから「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「ゆず、びわ」となっております。

15番です。

安富町狭戸の田からにつきまして、安富町狭戸のから「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

安富町栃原の田2筆からにつきまして、安富町長野のから「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「ぶどう、ブルーベリー」となっております。

17番18番です。

船津町のから、船津町の田3筆からにつきまして、から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

19番です。

船津町の田からにつきまして、船津町のから「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はになる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

20番21番です。

飾東町豊国のから、飾東町豊国の田3筆からにつきまして、から「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、                    世帯の耕作面積は                    になる予定で  
す。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりま  
せん。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

まずは、新規農家である1番から9番までの審議を行います。何か、ご意見ご  
質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

岡本委員

地区協議会でも指摘させていただきましたが、2番について、申請地は草が茂  
っており、畑となっているところは実際には竹やぶで、申請人のお父さんとお会  
いし話をしましたが、許可後に必ず農地に復元します、との意気込みはいただき  
ましたが、かなり困難ではないかと感じています。また、作付作物は「栗、柿、  
ぶどう」ですが、果樹とはいえ農機具が不足ではないかと思えます。

事 務 局

お伝えします。地区協議会でご指摘いただいた後、申請人に草刈りの指導をし  
ています。また、農地復元の件につきましては、譲受人が責任を持って許可後に  
農地として利用しうる状況に整備する旨の誓約書の提出を受けています。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にない様ですので、それでは、1番から9番までにつきましては、承認とい  
たします。また、事情聴取についてですが、地区協議会の意見もありましたの  
で、1番、4番5番、6番の方については省略する、2番3番、7番、8番、9  
番の方につきましては、9月6日（水）に来ていただきまして事情聴取を行う、  
ということによろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、1番から9番までにつきましては決定とい  
たします。

次に10番から21番の審議を行います。何か、ご意見ご質問等ございま  
すか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

20番21番について、譲受人は異なる人の案件なのに一緒に取り扱っている  
ことについて、事務局、説明してください。

事 務 局

農地法では、世帯による耕作という考え方をしております。20番と21番は  
同一世帯の方ですので、耕作面積も合算して取り扱っておるものです。

議 長

ほかに、なにかご質問等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にない様ですので、それでは、いずれも承認するという事によろしいで  
しょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、10番から21番につきましても決定といたします。

それでは、次に、議案第3号「農地等の権利移動にかかる買受適格証明」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号(P5)を説明する。  
〔農地等の権利移動にかかる買受適格証明について〕

買受適格証明についてでございますが、裁判所の競売や税務署の公売などに参加するために必要な書類の一つであり、農地を競落した場合、その農地の所有権取得について農地法の許可を受ける見込みのある者であることを農業委員会が証明するものです。

この度は、大阪国税局の公売の入札に参加したいとして、買受適格証明の申請が1件提出されております。農業委員会としましては、農地法第3条の審査基準と同様のご審議を頂くものでございます。参考資料も併せてご覧ください。

競売物件である都市計画区域外の夢前町古知之庄の田2筆 [REDACTED] につきまして、夢前町神種の [REDACTED] から、耕作目的での農地の入札参加をするために、買受適格証明の交付申請が提出されております。入札の実施期間は令和5年9月29日から令和5年10月6日までとなっております。この農地を取得されますと、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者を確保されております。「通作距離」につきましては、1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行なうので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

なお、この案件、申請者の買受適格が認められ、公売で落札した場合、所有権移転のために3条許可が必要となりますが、事務処理の迅速化を図るため、買受適格申請と同じ内容の3条許可申請が提出された場合、会長決裁により許可書を交付したいと考えておりますので、あわせてご審議くださいますようお願いいたします。

北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。  
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。  
それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認とします。  
それでは、次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P5)を説明する。  
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

最初に、農地転用の許可手続きについてご説明いたします。

農地を農地以外のものに転用する場合、市街化調整区域・都市計画区域外の農地は県知事の許可が必要です。農地法第4条は所有者自らが転用する場合で、農地法第5条は転用に際し所有権の移転又は賃借権等の設定を伴い、新たに権利を取得する者が転用する場合です。

農地転用の許可基準は、農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可できるかどうかを判断する「立地基準」と、申請目的実現の確実性、申請地の位置や計画面積の妥当性、被害防除措置が適切かどうかなどを審査する「一般基準」に大別されます。まず、「立地基準」につきましては、営農条件及び市街地化の状況からみて、「農用地区域内農地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」に区分されます。次に、「一般基準」につきましては、参考資料の「一般基準」の下にある各項目について、事業の実現性等を審査します。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。2番の案件ですが、不同意だった方の隣接同意の提出がありましたので、不同意者はなくなったため「隣接同意あり」に訂正いただきますようお願いいたします。

それでは説明に入ります。農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。「参考資料(4条)」も併せてご覧ください。どちらも調整区域の案件で、「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

1番です。

別所町佐土新の畑2筆 [ ] につきまして、「農家住宅を建て、露天駐車場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、延床面積 [ ] の住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。

2番です。

御国野町深志野の田 [ ] につきまして、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他の農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、太陽光パネル288枚、パワコン9台、出力 [ ] の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路占用許可が申請済、景観法の届出済となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、申し合わせ事項において、出力50kW未満の小規模太陽光発電設備の設置を目的とする転用許可案件に係る現地調査は省略することとしております。

どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。



各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

それでは続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P5)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、11件の申請が提出されております。「参考資料(5条)」も併せてご覧ください。

1番から4番が都市計画区域外の案件、5番から11番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町高長の田6筆 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、不動産仲介業を営んでいる譲受人が申請地を購入し、土木工事業を営んでいる知人が型枠資材等を置くための貸露天資材置場として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

2番3番5番6番をまとめて説明します。

[ ] が、夢前町新庄、夢前町苜野、豊富町豊富の田12筆それぞれ [ ] につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設でパネル枚数は144枚から192枚となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観法の届出済、となっております。

4番です。

夢前町菅生潤の畑 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積 [ ] の平屋建て一般住宅を建築し、車2台分の駐車スペースを設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、なお、現況はすでに「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

7番8番です。

[ ] が、別所町北宿の田 [ ] につきましては、「譲り受けて」、別所町北宿の田 [ ] につきましては、「賃借権で借り受けて」、「露天駐車場、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農

地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、事業拡張に伴う現在の建設資材及び必要車両の置場が手狭になったことを受けて、11台分の露天駐車場及び露天資材置場として、利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

9番です。

別所町別所の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である別所ランプから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、パネル154枚の小規模太陽光発電設備を設置する計画で、「転用に必要な資力」につきましては自己資金、となっております。

10番です。

御国野町深志野の田2筆 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他の農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、現在手狭であり、今後の事業拡大のため、土砂や碎石などの露天資材置場として、新たに利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請済みとなっております。現況には「農業用倉庫」が建っており、このことに対して、始末書が添付されております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

11番です。

香寺町須加院の畑2筆 [ ] につきまして、 [ ] が、「賃借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、保護者用の16台分の露天駐車場として利用する計画となっており、「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

1番と10番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの青田委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

青田委員

報告します。

1番の案件ですが、場所は夢前川から西に2つ目の谷のさらに入ったところで、南と北がすぐに山がせまっているところです。いずれも耕作放棄地で、南を流れる川とはコンクリートの擁壁がされており、周辺に作付けされた農地はほとんどなく、周辺への影響はなかろうと思われました。

10番の案件ですが、天川と播但連絡道路に挟まれたところに位置しており、いずれも耕作されておらず、周辺にも作付けされている農地はありませんでした。申請地には農業用倉庫がありましたが転用に際して取り壊し出入口が設けられる計画となっており、周辺の水利への影響など、特に問題ないものと思われました。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。  
次に、議案第6号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P8)を説明する。  
〔畑地転換届について〕

水田を埋め立てて畑にして耕作する又は畑に盛土して耕作することは農地転用には該当しませんので転用許可は不要ですが、転換の埋め立て工事などが転用事業と誤解されないよう、あらかじめ農業委員会への届出をお願いしているものです。畑地転換については農地の一時転用として取り扱い、事業内容から、届出地が農地として適正に造成されると判断されるかどうかについて、審議していただくこととなります。

それでは、説明を始めます。この度は2件の届出が出ております。

1番です。

網干区津市場の田 [ ] につきまして、所有者の [ ] 及び耕作者の [ ] から「地上げし、ビニールハウスを設置するため」との届出です。この申請地につきましては、先ほど [ ] による賃貸借の3条許可を承認いただいたところです。

2番です。

船津町の田 [ ] につきまして、 [ ] から「水稲耕作が困難となったため」との届出です。現況は、すでに「畑」となっております。

どちらの案件も、各担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。  
次に、議案第7号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号(P9)を説明する。  
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

議案第7号相続税等納税猶予適格者証明についてご説明いたします。  
死亡した農業者から農地を相続する者は、税務署に申請すれば引き続き営農することを条件に相続税の納税が猶予されます。また、市街化区域内農地に限り、20年間営農を継続すれば、相続税の納付が免除されます。農業委員会で

はこの納税猶予を受けようとする者が、税務署に提出する適格者証明の発行について、納税猶予の適用を受けようとしている農地で適切に農業を行っているかなどを踏まえて、交付の可否を判断しています。

今月は1件の証明願が出ております。

飾磨区中島の[ ]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、同居の子であります[ ]が相続するというものです。この案件につきましては、6月の総会にて協議した結果、倉庫以外に雑草・ゴミが積み上げられて、耕作の用に供しているとは認めがたい箇所があり、申請面積での証明発行はできないと判断しておりました。この度、ゴミを始末し、耕作の妨げになる物置き場につきましては、倉庫の面積と併せて除外して申請されています。

なお、地区農政協議会では適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご協議いただきますようお願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、特にないようですので、議案第6号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号（P9）を説明する。

〔農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見〕

議案第8号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見についてご説明いたします。

本市では、農業経営基盤強化促進法の規定（第6条第1項）に基づき、今後、市で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにし、その目標に向けて実施していく事項を基本構想として定めています。この構想を変更する際は、市長は農業委員会等関係機関に意見を求めることとされているため（施行規則第2条）、8月8日付で市長より意見を求められているものです。

主な変更点としましては、地域計画の法定化など、促進法の改正に基本構想を対応させるものであります。

農業委員、推進委員の皆様事前に変更に関するご意見を求めたところ、特に異論がありませんでしたので、農業委員会として変更にも異存が無いと市長に回答したいと思います。

説明は以上です。基本構想変更に関する意見の表明の可否についてご審議をお願いします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、ご意見等ないようですので、議案第8号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。  
次に、追加議案があるということですが、事務局から説明をお願いします。

事務局

追加議案についてご説明いたします。

議案第9号「姫路市農地利用最適化推進委員の解嘱について」及び議案第10号「姫路市農地利用最適化推進委員の募集について」をご説明いたします。追加資料をご覧ください。

今回2つ上程しておりますが、これらは密接に関連していますので、まとめてご説明いたします。

北東部地区、御国野担当の竹中政司委員におかれましては、  
、農地利用最適化推進委員の職責を果たすことができないので辞任したいとのご申出があり、8月16日付で辞任届を提出されました。

事務局としましては、竹中政司委員の  
、辞任もやむを得ないと判断し、8月31日付で、委員の職を解きたいと考えています。

委員解嘱に伴う対応ですが、過去にも委員の辞職はありましたが、いずれも残余の任期が短かったため、近隣の委員にご担当いただくことで対応し、委員の補充をすることはありませんでしたが、この度は任期がほぼ3年残っているため、従来への対応ですと、他の委員に負担がかかり農業委員会の業務に支障が生じる恐れがあるため、姫路市農地利用最適化推進委員委嘱に関する規程第13条第1項の規定に基づき、推進委員を新たに募集したいと考えています。

募集期間は、令和5年8月25日から9月15日までとします。

複数の応募があった場合は、選考委員会による選考、9月の総会での承認を経て、令和5年10月1日付けで委嘱したいと考えています。

説明は以上になります。竹中政司委員の解嘱及び補充委員の募集の可否につきましてよろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご意見等ないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、竹中政司委員の解嘱及びそれに伴う補充委員の募集について、承認致します。

これで議案は終わりますので、次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P10）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、7月にご審議いただきました新規農家3件の事情聴取を、8月2日に実施していただきました。当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しております。

議 長

報告ありがとうございます。  
それでは、事情聴取メンバーの青田委員から発表をお願いします。

青田委員

1番ですが、義父の死亡に伴う農地の相続に際して、申請人の夫がすでに亡くなっていることから、相続人以外への遺贈となり農地法の許可が必要となりました。下限面積が撤廃されたことにより手続きが可能となったものです。申請地は居宅のすぐ後ろの畑で、面積もさほど大きくはありません。転用は今のところ全く考えておらず、畑として耕作していきますとのことでした。

2番ですが、山の上の方に位置する農地も含まれますが、果樹が植わっており、現地は草刈りがしてありました。すでに3年管理してきているとのことでした。

3番ですが、非常に熱意のある方で、マコモダケを作付けされており、9月が収穫だそうです。常に水が必要とのことで適当な農地を探しておられたとのことで、将来的に移住を考えているとのことでした。

議 長

詳細な報告ありがとうございました。  
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P10～P11）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内にある農地を転用する場合は、計画的な市街化を図り市街化を促進するという観点から、事前に農業委員会に届出を行えば県知事許可は不要となっています。毎週木曜日を締切として1週間分をまとめて事務処理しております。

この度は、7月7日から8月10日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

なお、2番の案件ですが、農区水利同意書の添付がなく、その代わりに経緯説明書が添付されています。その理由は「水利組合長兼農区長が長期入院されており、当該組合等には副組合長等の取り決めはなく、代理者も選任されていない状況のため、同意をもらえない。」とのこと。法定添付書類は添付されており、提出しない理由が周辺の農業上の問題ではなく、担当委員と現地調査を行い担当両委員の了解が得られたため、姫路市農業委員会申し合わせ事項「農区長同意が添付されていない農地転用届について」に基づき、事務局長専決により受理書を交付しておりますことを報告いたします。

以上です。

議 長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認いたします。  
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P11～P17）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、7月7日から8月10日の間に受け付けたもの35件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員 . . . .

議 長 11番の案件は転用目的が「携帯電話用電波塔」となっていますが、譲受人は個人ですが、状況を説明してもらえますか。

事 務 局 当該地は平成15年ごろから電波塔の敷地となっており、その追認案件となっております。始末書も添付されております。

議 長 ほかに、なにかございますか。

各 委 員 . . . .

議 長 それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号(P19~P21)を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

農地の貸借について、貸し手と借り手の間で農地を返却する合意ができた場合に、農業委員会に通知していただいたものです。  
この度は、賃貸借契約の解約の通知が1件、使用貸借契約の解約の通知が12件の通知ございました。そのうち、利用権に該当するものは9件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは6件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。  
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員 . . . .

議 長 ないようですね。  
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号(P22~P25)を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

農地法第4条又は第5条の規定による転用の県許可の状況について、7月において28件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長 報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。  
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時55分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

---

(署名委員)

後 藤 明 彦

---

(署名委員)

大 西 正 紀

---